

## 鳥取県手話言語条例（仮称）研究会（第4回）

日時：平成25年8月8日（木）午後1時から午後3時25分

場所：とりぎん文化会館 第4会議室

（荒田）失礼いたします。障がい福祉課荒田です。それではただ今から第4回鳥取県手話言語条例（仮称）研究会を開会いたします。開会にあたりまして、鳥取県平井知事より一言ご挨拶を申し上げますが、知事のほうは、ご挨拶を申し上げましたら、退席をさせていただきますので、この点、あらかじめお断り申し上げます。では、県知事お願いいたします。

（平井）皆様こんにちは。鳥取県の知事をしております平井と申します。よろしくお願い申し上げます。本日は皆様におかれましては、大変お忙しい中、お暑い中、お集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。今、この研究会での検討が全国の注目を集めております。つい先月、7月の末になりますが、石橋さんなどが主催をされました手話のフォーラムが開かれました。全日本ろうあ連のほうから石野理事長にお越しをいただきました。こういう鳥取県で手話を言語と正面から位置づけて、その普及を図っていく、また教育の場、あるいは暮らしの中で、手話を生かしていく、そういう運動を進めていくということに大変にお褒めをいただきましたし、全国の関係者が注目をしておられるというお話がありました。ぜひとも早くこの条例を作って、世の中にこの動きを鳥取県の動きを伝えてほしい、行動を起こしてほしいというお話がございました。会を重ねて参りまして、委員の先生方からさまざまな観点からのご議論をいただき、徐々に成案へとつながってきております。私たち、このように一つの地域社会の中に肩を寄せ合って暮らしているわけでありますが、手足の不自由な方、また耳の聞こえない方、あるいは精神障がいの方、さまざまな障がい者と共に生きてこそ、幸せな生活ができる地域になれます。ついこの間、一昨日ですか、奈良県に行きました。奈良県の荒井知事と新しい協定を結びました。それはこのあいサポート運動という運動を奈良県もやるというお話でございます。鳥取県から障がい者と共に生きていく。学び、そして行動していく。こういう運動を始めたところ、島根県、広島県、先月はまず長野県が加盟をしてくれまして、また今月の6日に奈良県が加盟をしてくれました。小さな鳥取県ですけれども、障がい者と共に生きていく決意は高らかにうたいあげることができます。小さな鳥取県ですけれども、私たちが行動を起こすことで、日本中が響きあって、世の中を変えてくれると思います。そういう意味で、手話言語条例の検討は大切な局面に入ってきました。早ければ、9月の県の議会がありますけれども、そこに提出することを目指していきたいということを考えております。皆様のご協力とご理解をいただきますようお願いを申し上げます。私ども鳥取県としてもがんばって参りますので、ぜひともご支援、今日のご審議をいただきますようお願いを申し上げます。公務の都合上、ここで失礼をさせていただきますけれども、皆様のご議論をふまえて、きっちり

鳥取県としては、条例化に向けた動きをやっていきたいと思います。皆様のご議論を賜りますことを重ねてお願いを申し上げますとともに、この夏休みが皆様のすばらしい思い出の夏となることをお祈り申し上げまして、冒頭の言葉とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

(荒田) それではここで平井知事のほうは退席をさせていただきます。それでは、障がい福祉課荒田です。会議に入ります前に、皆様に配布しております資料を確認させていただきます。お手元の方には、鳥取県手話言語条例案に対する意見という一枚ものの紙、本日の研究会の配席図の一枚の紙、そして研究会第4回の次第と書いておりますホッチキスで留めております書類、この3種類ご用意している予定ですが、お手元にございますでしょうか。それでは会議を進める際の配慮事項についてお願いです。発言をされるときには、挙手をしていただいて、最初にお名前を名乗っていただくようお願いいたします。また発言は早口にならないようご配慮をお願いいたします。それでは、ここからは小林座長様に進行をお願いいたします。

(小林) みなさんこんにちは。座長の小林です。よろしく申し上げます。4月以降、特に7月以降は急ピッチで検討を進めて参りました。研究会の会合としましては、一応、今回で最終回となる予定でございます。今回、皆様方の意見がおおむね集約できましたら、研究会の報告書という形で取りまとめて、県に提出したいと考えております。その報告をもとに県のほうで、条文作成、9月議会へ提案という流れになるかと思っております。こういった形で、皆さんよろしいでしょうか。いかがでしょうか。ご理解をいただいたというふうに思います。それでは、早速、議論をはじめていきたいと思います。先般、事務局のほうから、前回の研究会での議論をふまえた修正案であります鳥取県手話言語条例(案)及び鳥取県手話言語条例(案)の施策規定に対応する手話関連施策(案)が示されておりますので、まずは事務局から説明をお願いします。

(日野) 障がい福祉課長の日野でございます。それでは、資料につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元の次第と書いてあるこちらの資料の5ページをご覧くださいと思います。5ページの資料につきましては、第3回の研究会で、言語条例の素案をご審議いただきました。その第3回の研究会における議論をふまえた修正箇所がわかるように見え消しというかたちで作った資料ですね。こちらでご説明をさせていただければと思います。まず5ページの2の条例を制定する意義のところでございます。2つ目の段落のところで、修正が2か所入っております。2行目の第2回ろう教育国際会議というところを聴覚障がい教育国際会議というかたちに修正をしております。あとその下、6行ぐらい下にございますけれども、第21回聴覚障がい教育国際会議ということで、回数を入れたり、文言の修正を図っています。それでこちらの修正の趣旨でございますけれども、ミラノの1880年の会議でございますが、その会議の継続組織といいますが、そういったかたちで、2010年のバンクーバーまでつながっているというのをわかりやすくしたいという趣旨で、あえて聴覚障がい教育国際会議というかたちで、同じ名前にして回数を入れるというかたちにしております。続きまして、その次の段落のところ

ですけれども、聴者の書きぶりでございます。こちら第3回でもいろいろご意見がございました。それで今回は、聞こえる人、もしくは聞こえる者でもいいかもしれませんが、そういう形で書かせていただいております。なかなかここは定義が非常に難しく、ろうの方の反対語といいますか、たとえばろう者以外の者とか、あとは健聴者とか、色々選択肢がございます。条例にする場合に、条例上の書きぶりの問題がありますので、このとおりに書くかどうかはまだわかりませんが、前回のご議論をふまえますと、色々ご意見ありましたが、聞こえる人、若しくは聞こえる方、聞こえる者というご意見が多かったのかなと思っております。いずれにしても、帯に短し褌に長し、というところですので、またご議論をいただければと思っております。続きまして、6ページにちょっと飛んでいただきまして、名称とか目的とか定義とか、このあたりは特に大きな議論はなかったので、このままという形にしております。それで8番の県の役割・責務のところには社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を的確に行うためという文言を一文入れております。こちらの趣旨でございますけれども、これは、先ほど知事からの話にもありましたが、7月27日の手話フォーラムの中で、このたび障害者差別解消推進法が成立をしました。その中で、必要かつ合理的な配慮をという言葉が一つのキーワードになりますので、それを先取りするような形で入れてはどうかというご意見がございました。どういう形で入れようかと思ひまして、差別解消法は成立しましたけれども、施行がまだ3年先ということもありますので、全体にかけるというよりは、まず県の方にかけてみてはどうかということで、こういう文言を入れるという形で修正案を考えてみました。続きまして、7ページに飛んでいただきまして、7ページですけれども、9番の手話の使用に関する環境の整備の部分でございます。まずちょっと順番の入れ替え等がございます。最初もともと教育が最初になっておりましたが、まず県民全体への手話の普及、対象者の多い方を先に持ってきたほうがいいのではないかということで、①として、県民への手話の普及、手話に関する環境の整備を持ってきてはどうかというふうに思っております。それで2番目に手話通訳者の確保養成で、3番目に教育という形に順番を入れ替えてはどうかということでございます。それで③の教育面のところでございます。前回の議論の中で、聾学校はもちろん、聾学校には行っていない耳の聞こえにくい子どもたちも含めてというお話がございました。アの部分につきましては、鳥取県立鳥取聾学校及び市町村が設置する難聴者特別支援学級というかたちで、聾学校以外のところもしっかり入っているというかたちで、名称の修正をさせていただいたところでございます。その下の3行ぐらい下の部分ですけれども、もともと手話に関する情報の提供を行うというかたちで、情報提供だけ書いておりましたが、それ以外に様々な支援策がございますので、例示という形にして、「等」の支援を行うという形に、ちょっと幅広に読めるように修正をしているところでございます。続きまして、②手話通訳者の確保・養成のところでございます。こちらは前回も色々ご議論があったところでございます。なかなか市町村の部分とかで、条例上、規制をかけにくいというところもございますので、県は市町村と協力をして、ろう者が利用しやすい手話通訳者

の派遣体制の確保うんぬんかんぬんという形で、修正をさせていただいております。続きまして、④県の事業者への支援等というところで、こちらは前回第3回の研究会でろうあ連盟の案ということで出していただきました案でございます。こちらは県としても、ここの支援策を考えないといけないと思っておりましたので、ご意見をそのまま反映させていただこうということで、④番を書いております。それで⑤番、県の手話を用いた情報発信等というところでございます。こちらは今回から等ということを入れました。その趣旨は、イというところで、前回もちょっとご議論がございました、県の職員のお話がありましたけれども、県の取り組みとして、県は手話学習会を開催する等その職員がろうを理解し手話を学習するための取組を推進するという形で、県庁が率先して取り組んでいきますということを書かせていただいております。あと⑥・⑦のところは、これは戸羽委員さんからだったと思いますけれども、鑑みという言葉がひらがなと漢字で統一されていないということがありましたので、統一をさせていただいたというところでございます。手話言語条例の方のお話は以上です。それで続きまして、手話関連施策の方をご覧ください。12ページをご覧ください。こちらにも条例の案を修正するのに伴って、順番の入れ替えなどが出てきております。それで赤字の部分が前回との修正点でございますけれども、大きな修正といたしましては、2番の手話通訳者の確保・養成のところ、④として手話通訳者の健康管理に関する講習会というのを入っております。手話通訳者の方、頸肩腕障がいという、ずっと手話をやっているの、肩とかが労災みたいな感じになるんだと思いますけれども、そういう方が結構いらっしゃるというお話も聞きますので、そういったところの健康管理ができるような取組の一つ加えてはどうかというふうに考えているところでございます。それで13ページに行きまして、3番のところは文言修正というところでございます。4番目として、県の事業者さんの支援ということで、事業者の実施する手話学習会の費用とか検定等の助成をしたり、あとハード面の整備が必要な場合には、障がい者就労環境改善事業という形の事業をやったり、あとは職場定着支援という意味でジョブコーチによる支援、こういったところを施策として進めていきたいというふうに思っております。また、例えばあいサポート団体になっていただくとか、そういったソフト的な取組みも重要だと思っております。あと5番の県の手話を用いた情報発信のところでは、県職員が率先してというところで、手話講座を充実させたり、そういった取組を進めたいというふうに考えております。あとは文言修正でございます。最後に一点ひとつご説明させていただきたいのは、1枚紙で、鳥取県手話言語条例案に対する意見という資料をお配りしております。こちらはちょうど今パブリックコメントの手続きを行っているところでございます。それでパブコメは県の障がい福祉課に直接くる場合もあれば、県の出先機関とか市町村に行っているものもございます。こちらは県庁に来ているものだけをとりあえず今まとめたものでございます。明日まで期間がありますので、県庁にももう少し来るでしょうし、出先も含め、市町村も含めると、かなりのご意見が出てくるんじゃないかなというふうに思います。県庁に来ているものだけ、若干ご説明をさせ

ていただければと思います。すいません。パブコメは今日までですね。明日までじゃなくて今日までです。すいません。それで県庁に来ているもので11ございます。県内が10。県外が1人。それで普段手話を使う方が3名。使わない方が8名ということになっております。いろいろご意見がございます。たとえば1番目、手話はろうの方だけじゃなくて、いろんな障がいの方のツール、コミュニケーションツールとしても使えるのじゃないか。というお話があったり、あとは2番目はたとえば手話に興味を持ってもらう講座だけではなくて、もうちょっと踏み込んだ企業向けの施策が必要じゃないかとか。あと一方で、手話言語条例を条例まで必要ないんじゃないかというご意見があったり、色々なご意見が出ているところでございます。ただ総じて言いますと、言語条例については、おおむね肯定的なご意見が多いのかなというふうに思っております。それと、あとは教育面、たとえば6番ですね。教育面の話。あと7番として、手話通訳者の報酬の話、あとたとえば9番目の②なんかは、事務局の書きぶりが悪かったのかもしれませんが、もう少し丁寧に書いてほしいとか、そういったご意見をいただいているところでございます。今、募集中のものもふくめまして、最終的にはこちらのパブコメなどのご意見、それと8月10日に倉吉で県民説明会をしておりますので、そこでのご意見、そういったものも含めて、最終的に条例の中に反映をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

(小林) 今、事務局から見え消しの資料を使いまして、言語条例の素案が取れた案ですね。それから施策に関する説明がございました。まず意見交換に入ります前にこの条例案と施策に関する今の説明に関しまして、質問がありましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。毎熊委員。

(毎熊) 毎熊です。よろしく申し上げます。前回欠席しまして失礼しました。前回の議事録を読ませていただいたんですけど、その2回目のときに僕が申し上げた第三者機関。それについて議事録ではよくわからなかったので、ちょっと説明をいただけませんか。

(日野) すいません。私の説明が悪かったのかもしれませんが、6ページをご覧くださいまして、6ページの7番目、障がい者計画という箇所がございます。これは障がい者計画を策定する中で、手話に関する総合的な計画を作りましょうという形にしています。ここでこの次に県は手話に関する総合的な施策の策定及び実施状況を含めてという形にして、ろう者と関係者の意見を聞かなければならないという形で、その計画を定めて、計画の策定のとくと、毎年とかそういう形になるかと思えますけれども、実施状況を報告して、ご意見をいただくという形で、担保をしようというふうにしてはどうかということで、前回、提案をさせていただいたところでございます。

(毎熊) つまりこの条例の中に第三者機関というのを明示しなくても、すでにこの障がい者計画というのがあるので、その中で対応すると。そういうことでいいですか。

(日野) 障がい者計画の場合は、鳥取県の障がい者施策推進協議会という協議会がございます。そこにろうの方も入っていただいているんですけども、また別途こうやって手話のものをその中に位置づけるという形になるので、おそらくろうの方とか、あと手話通訳者

の方とか、ちょっとその会議が別立てになるかと思うんですけれども、そういった合議体といいますか、会議を設けて、その中でご議論していただいたり、進捗状況を報告していくとかたちにしようかなと今思っているところでございます。第三者機関という、そうかもしれないですけれども。

(毎熊) はい。わかりました。

(小林) はい。どうぞ。

(西滝) この中のやり取りについてかかわる部分についてですけれども、まずこの条例はご覧のとおり、幅がとても広がっています。言語として決めること、それだけに留まらず、教育、労働、福祉、さまざまな場面において関わっていくものになっておりますので、やはり独立をした第三者の話し合う場の位置付けが必要じゃないかと思っております。毎熊先生と同じ意見になりますけれども、ぜひ、そのような第三者機関の場を設けていただければと思っております。

(小林) 今のご意見いかがでしょうか。

(日野) そうですね。ちょっと言い方がまずかったのかもしれませんが、まず障がい者計画は、鳥取県障がい者施策推進協議会というのがあって、そこが定期的にやって、計画を作るときには、いろいろ議論をいただいて、策定していくというのが障害者基本法で、法律で定められております。それでこっちの手話の関係をその中で明確に位置づけないといけませんので、そこにつきましては、その障がい者施策推進協議会とは別のかたちで、ろうの方々とか手話通訳者とかさまざまな関係者の方々に入っていただいた会議をまた別途設けて、その中に報告をしたり、計画についてご議論いただいたり、進捗状況をチェックしていただいたりという形にしようと思っておりますので、それは第三者機関といえば第三者機関になるのではないかなというふうに思っております。なので、施策推進協議会とはまた別に、そういう場を設けてチェックをしていくという形にしようと思っているということでございます。

(小林) はい。

(西滝) ただ今のお話は障害者計画、これはやはり国の障害者基本法に基づいた内容になりますので、やはりそれにプラスした手話言語条例に基づいたかたちで開くというような、はっきりとした位置づけを明記していただきたいと思っております。

(日野) そういう形で、障害者基本法とは別に、手話言語条例に基づいた会議としてやっていくというふうに考えております。

(小林) はい。どうぞ。

(石橋) はい。石橋です。先ほど日野課長からお話がありました内容について確認をさせていただきます。先ほど障がい者政策委員会という言葉は初めて聞くんですけれども、私、今まで参加していますのは、障がい者施策推進協議会という言葉であれば認識できるんですけれども、政策委員会ということで、そこにろうの参加があるというのをはじめて聞いたんですが、そのあたり教えていただけないでしょうか。

(日野) 施策推進協議会でございます。

(通訳者) 私が間違えました。

(石橋) わかりました。すいませんでした。

(小林) はい。どうぞ。

(每熊) すいません。毎熊です。今のご説明で第三者的な機関をしっかりと設けて、検証していくということはわかったんですけども、あとは条文でどこまで書くかという問題がありまして、そういう意味で、評価とか検証が大事だと仮に思われるのであれば、条例の中にそういう機関を設けると。条例によっては、たとえば構成委員が誰でというところまで書く場合もあるわけですよ。10人なら10人と書いたり、そのうち何人公募でとか、どこまでやるかが問題だと思うんですけども、そこらへんもご検討いただけたらどうかなと思います。

(小林) 第三者機関の設置というのを条例上、明確に位置づけるべきではないかというご意見だったというふうに思います。はい。そのほかご質問はありませんか。はい。どうぞ。

(中西) すいません。中西です。3回目のときに出席させていただきましたけれども、ちょっと聞きもらした部分があったかもしれません。あらためて確認をさせてください。12ページの2番、手話通訳者の確保・養成という部分についてですけども、施策の中の①番、施策案の中の①番ですね。手話通訳者33名、これをそこから増加を目指すということ。これが平成26年度には42名という記述がありますけれども、つまり12人の数を増やすということですよ。12人増やすという根拠になるものは何でしょうか。ご説明をいただけますでしょうか。

(日野) 今、障がい福祉計画の中で、26年度に42人という目標を掲げております。県庁が33名という事実を述べたものでございます。

(中西) はい。わかりました。

(小林) はい。どうぞ。

(国広) 国広です。質問いたします。まず12ページですね。12ページの2番目、手話通訳者の確保・養成の部分の④のところ。手話通訳者の健康管理に関する講習会というふうに書いてありますが、たとえば先ほどのご説明だと頸肩腕のことで、それで講習会が必要であるというふうな県のご説明がありました。実は講習も当然必要なんですが、今、検診ですね。その検診をやはり同時にやっっていけないといけないということで、施策の中は財政的なものが当然加わっています。それで検診ということも項目に入れていただいて、検診料の一部負担であるとか、全額負担であるとかという、そういうところのことをちょっとお聞きしたいというふうに思っております。

(日野) その検診というのは、たとえば雇われている方であれば、それは労働安全衛生法とかで、事業主さんに検診義務とかがかかってくると思うんですけども、それとはまた別途ということでしょうか。

(国広) はい。手話通訳者というのは、当然、設置の手話通訳者というのは、設置しているところが責任を持ってやるだろうというふうに思うんですが、ちょうどこの手話通訳者という手話通訳者の中に入っていると思うんですね。今ここで見ますと、33名という数字

が書いてあります。そうすると、33人の専任の手話通訳者ではないと私は受け取っております。つまり登録の手話通訳者、派遣ですね。派遣の通訳者、そのことに関してだというふうに4番は理解しております、特別検診というのがあるんですが、頸肩腕、いわゆる健康障がいですね。それを見るためにということで、そういう意味です。一般検診は、当然雇い主であるその責任者がすると思うんですが、登録の手話通訳者の場合も、この中に入っているのかな、どうなのかなと。だからそういう意味で、特別検診を、頸肩腕に関する特別検診のことも決めていただければというふうに思っております。

(日野) はい。たとえば、頸肩腕の検診などは、そもそもあるのかなという問題もあるのかなと思っております、この前ちょっとこの前、手話通訳者の方にお聞きしたら、頸肩腕は、お医者さんによって、いろんな見立てもあって、なかなか一つにパッと決められる感じになっていないというのを聞きしております、そういう意味で、検討はさせていただきたいと思いますが、そもそもそういう検診ができるのかという問題も今のお話を聞いていて思いましたので、すぐすぐというお話ではありませんけれども、ちょっと時間をいただきたいというふうに思います。

(国広) 国広です。ここに委員として、滋賀に在住の中西委員がいらっしゃいます。いわゆる滋賀の大学、滋賀医科大学には、予防医学講座だったかな。そこで専門的に検診をしておられます。全国的にも、やはりそういう検診ができる医療機関というのがあるんですね。それで質問をさせていただきました。

(日野) すぐできるかどうかはわからないんですけども、中長期的に考えさせていただきたいというふうに思います。

(小林) はい。どうぞ。

(石橋) コミュニケーション支援センターふくろうの石橋ですけれども、手話通訳者の派遣の事業をしている事業所ですけれども、事業主になります。実際に現実的な問題として、登録手話通訳者の方たちの健康管理ができていないという、つまり検診ができていないという状況があります。これは背景も理由としてあるんですけども、手話通訳者の検診を受け入れてくださる病院が鳥取県内にないという実態があるんです。県外にはあるんですけども、このような環境整備も必要じゃないかということも含めてお話させていただきたいと思います。ここの関係者だけで整備をしていくということは難しいだろうと思っておりますので、医師会とかどこかしらの機関とつながりながら、この鳥取県の中での検診を受けられるような環境整備が必要じゃないかと私は強く感じております。

(小林) はい。西滝委員。

(西滝) ほかの意見になりますけれどもよろしいでしょうか。13ページの4、県の事業者への支援という部分についてですけれども、この内容はまさに事業者支援の内容で、内容的にはいいと思っております。ですけれども、私、2回目の会議のときに冒頭で申しあげたのは、ジョブコーチについても言いましたけれども、もう一つ、手話協力員という制度もありまして、この手話協力員という制度は、ハローワークのほうに、手話通訳のサ

ポートの配置があるんですけども、そのようなサポートがあれば、たとえば企業に同行して、面接の際に手話通訳をしてもらおうとか、あと雇用された後の通訳についても対応できるような業務を県が委託を受けていますので、手話協力員の拡充という言葉を入れていただければ、総合的な支援ができるのではないかなと思っております。

(日野) 障がい福祉課長の日野です。ハローワークは実を言いますと、国の機関になってしまうので、直接、県がハローワークにそういったものを配置するのができるかどうかという問題があるのかな、ちょっとほかにそういう何らかの支援ができないかなということを考えていただきたいと思います。ちょっと今回時間がなかったので、とりあえず思いついたものを書いています。まだたとえば来年の当初に向けてとかということであれば、もう少し時間がありますので、少し考えさせていただきたいというふうに思います。

(西滝) またそれにつきましては、たとえば山梨県とか大阪、そういった都道府県独自の制度を持っている、ワークライフ事業というものをやっているところもあります。これは県が企業のための手話通訳を派遣するですとか、企業のためだけではなく、働く聴覚障がい者本人の相談サポート、そういった業務も兼ねています。それは県独自の事業としてありますので、ぜひ調べていただいて、鳥取県でも始めていただきたいというふうに思います。

(小林) そうですね。ちょっと質問というよりは、今、具体的な意見が交わされているんですけども、いかがでしょうか。もし質問ということであれば、最初の言語条例の案から順番に意見交換をしていきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(中西) 質問をさせていただいてもよろしいでしょうか。中西です。7ページになります。教育面についてなんですけれども、環境整備ということでは、非常に重要に感じております。赤の③、アになりますけれども、鳥取県立鳥取聾学校及び市町村が設置する難聴者特別支援学級というふうに名称が記載されてありますけれども、市町村の学校に通っている聞こえない子どもたち、小学校、中学校、高校とありますが、そこに行くのではなく、鳥取の場合は特別支援学級のほうに通うということになるのでしょうか。鳥取県内で通常の学級に通っているろうの子どもがいないのかどうなのか。通常の学級に入っていないので、特別支援学級に皆さんが入っているかということが一つと、滋賀県の場合は小学校から高校まで、普通の学級の中にプログラムの中で、聴覚障がいを持つ子どもと一緒に学んでいるのですが、鳥取の場合には、そういった特別支援学級に必ず入るようになっているのかということ。そのあたりを教えていただきたいんですけども、滋賀県の場合は、特別支援学級ではなくて、通常の学級に入ることの方がケースとしては多いということがあるんですけども、この表現を見ると、鳥取県内はすべての聞こえない子どもは特別支援学級、聾学校か特別支援学級にしか入らないような見方になるので、そのあたりはどのような状況なのかを教えていただきたいんですけども。

(後藤) 鳥取聾学校の校長、後藤です。前回も少し話しましたがけれども、聾学校にまず来る生徒。それから2つ目は、地域の難聴学級に行く生徒。3つ目は普通学級に通う生徒、それはそれぞれの聞こえの程度によって、就学指導委員会という委員会が就学前にありますの

で、そこで判定されて、あなたは聞こえが少し軽いんで、普通学級でいいとか、それから難聴学級がいいとか、聾学校がいいとか、そういう判断が出ます。ただ判断が出ても、それを実際決めるのは、保護者ですので、聾学校と出ても、私は地域の学校で勉強させたいというので、難聴学級に行く保護者もいます。普通学級に行く生徒は、ほとんど手話は使っていません。手話がなくても口話とか、それからFM補聴器とかで、できているというような子がかなり鳥取県でもいます。以上です。

(小林) 今のお答えでよろしいでしょうか。

(中西) わかりました。ありがとうございます。

(小林) はい。どうぞ。

(戸羽) 戸羽です。意見についてでもよろしいでしょうか。

(小林) どの部分でしょう。

(戸羽) 県に追加してほしいと思ひまして、意見を述べさせていただきたいんですが。

(小林) 順番に行きますので、そのときにお願ひできますか。

(戸羽) はい。わかりました。

(小林) それではただ今からは、まず言語条例、質問ですか。どうぞ。

(国広) 質問です。10ページの(2)の施策案の2です。ここの文章では、聾学校教員、ろう者による出前講座の開催ということが書いてあります。ここの聾学校教員というのは、ろう者のことでしょうか。それともまたは健常者も含むんでしょうか。

(小林) はい。どうぞ。

(後藤) 聾学校ですね。両方です。今も聴覚障がい先生が増えていますから、両方です。

(戸羽) すいません。どこのことでしょうか。もう一度言っていただけますか。はい。わかりました。

(小林) よろしいですか。そうしましたら、条例の案につきまして、順番に確認していきたいというふうに思います。特に見え消しで、今回の修正点といいましょうか、されたものを中心に進めたいと思いますけれども、それ以外のところでも結構ですので、順番にいききたいと思います。まず5ページですね。ここは主に聞こえる人と表現するか、聴者とあるいは健聴者といった表現の問題ですけれども、今回は聞こえる人という言い方になっていますが、この表現でよろしいでしょうか。はい。どうぞ。

(国広) 初めは聴者、次に聞こえる人というふうになりました。これについて意見を述べたいというふうに思っております。現在、手話の学習者が手話表現を参考にするのは、全日本ろうあ連盟が発行している私たちの手話の本だろうというふうに思っています。この健聴という手話なんです、これが私たちの手話の本の第3巻に掲載されています。これは初版本というのが1972年です。昭和47年ですが、これがそのときに発行されております。その後、改定されておりますが、健聴という言葉は、そのまま手話表現としては変わっておりません。さらに2011年に全日本ろうあ連盟から発行されました新日本語手話辞典の中にも健聴という見出しで健聴者の例文が載っております。健聴者。健聴者は、ろう者に対して聞こえる人の意味であると書いてあるんですね。健聴という

のは、耳が聞こえ、口で話すさまを表すというふうな説明文です。聞こえるという見出しの例文としては、聞こえる人々というのが挙げられております。この聞こえる人々というのは、健聴の意味なので、手話では健聴と表現をするという説明文が載っております。それから今後施策の中で、手話の普及ですとか、あるいは検定試験の受講料に助成をするというふうな文言があります。そのときに参考になるのは、私たちの手話の本だというふうに思います。新日本語手話辞典もそうですね。検定試験という、この言葉なんですけれども、たぶん全国手話研修センターが実施している全国手話検定試験ということ想定しているんだろうというふうに思っています。手話サークルの中には、これ以外にも、もう一つ私たちの手話で学習辞典を参考にして学んでいる人が多くおります。全国手話検定試験に向けて、例えば学習辞典というのはこれなんです。これにはというのは、私たちの手話の学習辞典のことです。この辞典には検定試験の5級から1級、これの何級、等級というのがずっと載っています。そうすると、健聴というのは、実は、5級にとりして、はっきり出ているんですね。そのようなことからまとめますと、健聴者ということ、やはりここには表記していただきたいというふうに思っております。以上です。

(小林) 今、国広委員さんから手話のさまざまな学ぶ機会の中で、健聴者ということが一般的かどうか、使われているので、これを使ってはどうかということなんですけれども。はい。どうぞ。

(戸羽) はい。戸羽です。先ほど国広委員のほうからいろいろとお聞きしまして、私が健常者と聞くと、まず健康の健、健常者ということに異論があるわけではありません。一般的に非常に多く使われていますので、健常者ということでも私は構わないと思っております。ただこの手話言語条例を作る場合には、やはり今まで、これはろう者にとって、手話が使えなかった時代があり、そのために厳しい長い歴史があったという背景もあります。そういう意味で、ろうというのは、障がい者ではなく、私たちは健康なんです。そういう意味で、差別を受けてきたということを見ると、健常者という文字を見ると、非常に抵抗を覚えます。ただそれは聴者、健聴者といういろんな意見をさせていただきましたけれども、私は健聴者でもいいと思います。ごめんなさい。聞こえる人でいいと思います。私は健常者という言葉が嫌だということではありません。ただ条例の条文の中で、文章の中では、ぜひ健常者という言葉は載せない。使わない。別の言葉にしてほしいという意見です。

(小林) 全国のろうあ連盟では、なんか統一的な見解がありますか。

(西滝) 全日本ろうあ連盟からの見解は、先ほどの国広委員の話のとおりで、全く同じでございます。長い間、手話のタイトルもたくさん出版しておりますけれども、先ほど委員もおっしゃったように健聴者という言葉で表してほしいと言っていますので、私たちにとっては健常者というふうには普通に言っておりますけれども、現地のろう者の方々とちょっとずれがあるように思います。

(小林) はい。石橋委員。

(石橋) 石橋です。確かにこの社会が健聴者という言葉をよく使ってきているということで、この言葉を本に載せて発行していたという経過があると思います。昭和40年まで、私たちろうあ運動の中、お願い運動というかたちで、聞こえる方たちを立てて、お願いをしていくということで、運動を展開してきました。さらに準禁治産者という扱いを受けた時代もありました。つまりろうあ者は聞こえる方たちと明らかに上下関係があつて、非常に精神的にも苦しみを抱えてきたというろうあ者が多くいます。そういう背景から聞こえる人のことを健聴者という言い方をしてきたわけで、今の社会では、禁治産者からも除外されて、法改正もなされていますけれども、未だその言葉が残っているという状況ですね。社会自体が変わってきているのに、言葉自体が変わってきていないということ自体に疑問を覚えるわけです。社会的に変わっていくのであれば、言葉も変わっていくべきではないかという考え方を持っております。正直、私たちの世代から見れば、全日本ろうあ連盟に対しても、健常者という言葉を変えるべきだという意見を私は持っております。全日本ろうあ連盟の中にも、合意、共感していただいて、いずれ言葉を変えていく必要があるのだろうと言っていたいただいた方もいらっしゃいます。広く深く知ってもらおうという目的でこの条例があるわけですから、健聴者ではなく、聞こえる人ではないのではないかなというふうに思っております。

(小林) それぞれご意見の理由というか、裏付けるものがあるんですけども、どっかで決めていかないといけないんですが、事務局、今のご意見の中で、なにかありますか。

(日野) なかなか、最初に帯に短し褌に長し、じゃないですけども、たぶん色々一長一短があるんだろうなというふうに思っております。それで今回はとりあえず聞こえる人という形にさせていただいております。確かにそれぞれ言葉には意味がありますけれども、一つ、前回に議論がありましたけれども、できるだけわかりやすい言葉でという話もあったので、こういう形で、聞こえる人というふうに案としてはさせていただいているところでございます。ただ実際に条例化をするときには、また条例に使う、法律とかの用法がありまして、またちょっと変わるかもしれません。そのあたりはご承知していただければと思いますけれども、わかりやすさという意味では、こういう聞こえる人というもの一つの手ではないかなというふうに事務局としては考えております。

(小林) 毎熊委員。

(毎熊) 失礼します。毎熊です。聞こえる人という表現だと、ちょっと質問ですけど、難聴の人というのはどうなんですか。聞こえなくはないということにならないですか。そこがよくわからない。

(日野) 定義上、聞こえないという人がすべてろうの方を指すかというのと、またちょっと別で、ろうの方は手話を使う方という形の定義になるので、たとえば中途失聴の方なんかは、手話を使わなかったりという方もいらっしゃるの、聞こえない人というものと、ろうの方はイコールではない。ということは、逆に言うと、聞こえる人とろうの方という定義をすると、また実をいうと、小さいと言いますか、隙間が生じてしまう。両方にいる方、ろうの方とろう以外の方という、非常に両方を合わせれば全部を含むという形に

なるんですけれども、それは一方では対立的な感じもして、ここは正直申し上げて、悩ましいところかなと思っております。

(毎熊) たまたまこの間いただいたみんなで作る手話言語法を読んでいたら、障害者基本法の中には、障がい者でない児童という言葉が出てくるんですね。そういう表現だと全部包括できると考えていいんですかね。

(日野) 障がい福祉課長の日野です。ろうでない者とか、そういったやり方もあることはあると思います。そこらへんは、どういう表現の仕方がいいのかというお話かと思えます。

(小林) はい。課長のほうからできるだけ県民の方にわかりやすい言い方ということで、聞こえる人というのを今回採用したというお話がありました。いずれにしても、さっき課長が言われたように、いわゆる法制面で、条例等を作る場合に、聞こえる人という言い方自体がダメだというふうになる場合もありますので、ここでずっと議論をするというより、最終的には事務局にらせていただくということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは、5ページのところ。ほかになければ次のページに移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。6ページは、修正されたところが下のほう、8番の①。社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うためという文章が入りました。これについて、何かご意見ありますか。説明では、先般の境港であったシンポジウムの中で、全国の会長からもこういった要請があったというお話がありましたけれども、こういう文章を挿入するというところでよろしいでしょうか。

(大谷) ちょっと。

(小林) はい。

(大谷) すいません。会議所の大谷です。この趣旨に反対っていう意味じゃなくて、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮、ちょっと文章が、何が言いたいのかなっていうか、障壁の除去が的確に行われるようというようなその実施についての必要かつ合理的な配慮という言い回しがちょっとピンと来ないっていうか、要は除去が的確に行われるようというような表現では、中のその実施についての必要かつ合理的な配慮っていう、そういう表現がちょっと分かりづらいのかなって思って、要は除去されることが必要だっていうことは分かるのですが、社会的障壁の除去が的確に行われるようという文章ではだめなのかなとちょっと思ったものですから。ちょっと意見として。

(小林) ここの言葉の意味を少し説明いただけますか。

(日野) はい。障害者差別解消推進法ですと、社会的障壁を除去するために、必要かつ合理的な配慮を行いなさいというのが、障害者差別解消法の趣旨ですので、ちょっとおっしゃる通り言葉の使い方が変な感じが改めて見るとしますと、そこはちょっと修正させていただきたいなと思います。

(小林) はい。そのほかご意見。はいどうぞ。国広さん。

(国広) 国広です。6ページの中で、4番。条例の目的また6番。基本理念というところで、文

言がかなり重なっているのがあるんですね。目的と基本理念というのは、もともと違うものなのか。条例の作り方は、このようになっているのか。2回研究会に参加しましたが、ちょっとよく分からないので、そのへんのご説明をいただきたいというふうに思います。

(日野) 事務局のイメージといたしましては、その目的っていうのは、条例でどういうことを書いて、どういう事を最終目標とするんです、その条例の中身と方向性と言いますか、それを書くのが普通で、基本理念というのは、ある程度目的に被る部分もあるんですけども、この条例を貫き通すような考え方というのは、こういうことなんですということを書くものだ。それで確かに若干被っている感。若干じゃないです。結構被っている感はある、それは書きながらちょっと思ったのですけれども、それはパブコメの8番の意見ですね。ここでもちょっと指摘をされているところがございます。目的規定は、どちらかという、条例の書いてある範囲のものを書いた上での最終目標を示して、基本理念は、こういう考え方に基づいてやって行くという意味で言うと、若干個人的にはあるのかなというふうに思っております、どちらかという、基本理念っていうのは、この手話言語条例が例えば、あいサポートみたいな感じで障がいのある方、障がいのない人が協働して地域社会を作っていくましようという事なので、どちらかという、そういうことを基本としてやって行くのですということに重きを置いて、連携面に重きを置いて書いております。で、4番の条例の目的のことも若干、協働っていうような話が出ていますけれども、これは人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を作っていくましようという形の協働の先にあるような話っていうことですね。そういったものを目標にしていましようということで、書き分けをある程度はしているつもりでございます。

(小林) 国広委員いかがでしょうか。少し、書き分けているという説明でした。じゃあ6ページは、ほかよろしいでしょうか。それでは、7ページのほうに移らせていただきたいと思っております。7ページのところでご意見ありましたらどうぞ。

(戸羽) 9番です。手話の使用に関する環境の整備等の部分についてですけれども、4番目のところ、県の事業者への支援等という④です。そこに一つ追加をお願いしたいと思っておりますので意見をさせていただきます。先ほど石橋委員のほうからも意見が出されましたが、今の社会は手話のできる施設。例えば、就労計画支援であるとか、地域活動支援センター、老人ホーム、さまざまな場面で手話が使え環境がありません。そういうことがありますので、例えば、ろう重複障がいのある方、または、ろうの高齢者の方。そのような方たちが安心して暮らせるような、そのような支援をしていこうというような文言を含めていただければと思っております。理由としましては、ろう児については、詳しく書かれているのですけれども、ろう重複、また、ろう高齢者の方達についての具体的に何かすることということが、明記されていません。追加していただけたらと思っております。

(小林) はい。

(日野) はい。障がい福祉課長の日野でございます。確か前回の戸羽委員さんの方から、例えば

聾学校とかで、せっかく手話を学んで獲得した人が、例えば施設に入って、そこで職員とか他の利用者さんで手話を使う人がいないと手話を忘れてしまうというようなお話が確かあったと思います。それで、実を言いますと4番の県の事業者への支援というところで、まずここに2つの要素があって、ろう者である従業員、ろうの方が働く場所としての事業所なり企業とかという意味と、あとはその後にあるろう者の利用しやすい環境作り。これはあのもちろん普段、食べ物をレストランに食べに行ったときとかというのも含みますし、あと、戸羽委員さんがおっしゃったような、例えば、ろうの方が福祉サービスの事業所を使うときとか、そういったものも含めて、こちらとしては考えているつもりでありまして、なので、利用しやすい環境作りというところで、例えば、ろうの方が入っているような事業所さんに手話を従業員さんに学んでもらって、そこで手話でコミュニケーションが少しでも取れるような環境を作る。そういったことも含めてやりたいというふうには、考えているところでございます。もしかしたら、この文言だと、ちょっと弱くて、見え難いという事でしょうか。

(戸羽) そのとおりです。おっしゃられる事はよく理解はしているんですけども、私が言いたいのは、やはり文章的に弱いのではないかと。もっと明確に明記していただければという事で意見を出させて頂きました。

(日野) それでは、例えば、ろうの方が福祉サービスの障がい者とか、高齢者、介護サービスとか、そういったところで、ろうの方が利用しやすいような環境作りをするって言うのをもうちょっと明示をして、特出しをするような感じですかね。

(戸羽) はい。そうです。

(日野) 分かりました。じゃあそれは、そういう形で、ちょっと修正案をまた考えさせていたきたいと思います。

(戸羽) よろしくお願ひします。

(小林) はい。今7ページの9の④の県の事業者への支援等のところに少し補強した文言を書き加えるということで進めていただきたいと思います。それじゃあどうぞ。

(中西) はい。中西です。戸羽委員からご意見がありましたように、改めて確認をさせていただきたいのですけれども、障がい者雇用率、そのあたりのからみのところでも文面を加えていただくことはいかがでしょうか。確認の意味でお伺いしたいのですけれども。障がい者雇用率の関係性は、どこに載せられるのか、加えられるのかどうか。働きやすい環境を作るといのは、もちろん大切だと思うのですけれども、例えば仕事を探してもなかなか就職に就けないという、ろう者が多くいらっしゃいます。それは聞こえる方も同様かもしれませんが、失業率を解消する方法として、障がい者が、さらにろう者が、ろうあ障がい者の雇用率アップに繋がるような文言が、改めてどのあたりになるのかをご説明いただけないでしょうか。

(日野) ろうの方の就職を。

(中西) 関係性を。④のところになるのか、関係ないですか。全く雇用率とは関係ないということになるのか、雇用率とは関連があるのか、そのあたりをちょっとお伺いしたいのです

けれども。

(日野) 直接的には、その法定雇用率と、ダイレクトに関係するというものではないのかなと。それは障がい者雇用促進法などで、最近改正されたりしていますけども、そこはそこで対応を別途していくものだと思っております。こちらは、ろうの方々の就職をしやすいような環境を作る為の支援をしていこう。県が支援をしていこうという意味で書かせていただいたものです。

(中西) はい。わかりました。ありがとうございます。

(小林) はい。後藤委員。

(後藤) 聾学校の後藤です。7ページの9の③。教育の環境整備のAです。言葉の訂正ですけども、市町村が設置する難聴者特別支援学級という言葉があるんですけども、教育委員会はですね、ただ簡単に難聴学級と言っていますので、難聴学級がいいかなと。平成19年に特別支援教育になってですね、特別支援ということが、広く関わってですね、学校によっては、聾学校と言わずに聴覚特別支援学校とか、聴覚も取った特別支援学校とか、色々変わっていますが、鳥取県では、聾学校で通っていますし、それから小中学校の学級も難聴学級と言っています。参考までにそのほかには、知的障害学級、情緒障害学級、病弱学級、弱視学級、肢体不自由学級、この6つの学級を設置していますので、簡単に難聴学級のほうがいいかなと思います。以上です。

(小林) はい。今の件はよろしいですか。難聴学級という表現にするということですか。7ページで、はいどうぞ。

(国広) はい。国広です。7ページの9。環境の整備等のところの①ですね。県民への手話の普及、手話に関する環境の整備というところです。ここで、ろう者及び手話通訳者等と協力してというふうになっております。ここを例えば、等というのは、どういう人が含まれるのか。私なんかは想像するのは、手話サークルでありますとか、手話サークル会員というのが想像できるのですが、県の立場としては、このあたりを等というのは、どういうふうなのかというのをお聞きしたいというふうに思います。と言いますのは、日本の場合では、私が言うべきではなくって、全日ろう連の方がご意見を言われたほうがいいと思うのですが、手話サークルがあることで、非常に日本のろうあ運動というのが、発展をしていった、協力等があつて、と言うような事を私としては、認識しておりますが、手話サークルというのは、やはりどこかに入れていただければいいなというふうに思っています。いかがでしょうか。

(日野) はい。障がい福祉課長の日野です。同様のご意見は、実を言いますとパブコメの8番の⑥のご意見がまさにそれで、国広委員さんがおっしゃったところの手話通訳者等というところですね。実を申し上げますと、最初全部書こうかなと思って、等の前には、手話サークルとかいうふうに書こうかなと思っていたんですけども、実を言いますと、これ条例をイメージして作っていたので、ちょっと法律用語で硬い表現になるので、サークルというのがいけるのかどうか分からなかったのが、実を言うと等でぼかしたというのが、実際のところだったんです。ただおっしゃる通り、手話サークルのお話もござい

ますし、あと、国広委員さんのご意見とか、この8番の方のご意見は、確かにごもっともだなというふうに思っておりますので、条例上書けるかどうかであるんですけども、ここを想定しての手話サークルの問題なので、そういうかたちで修正をしたいなと思います。

(小林) 少し書きぶりを改めていきたいということです。そのほかご意見いかがでしょうか。言語条例案に関しては、一応8ページまでありますが、8ページは、施行期日のことですので、実質的には、7ページまでですが、戻っていただいても結構ですけど、もしほかにご意見おありでしたら。よろしいですか。何かありそうですか。

(每熊) はい。あります。ごめんなさい。6ページになるんですかね。ちょっと細かい話で、ずっと僕がかかわっている、あ、每熊です。実効性の確保の問題で、7の障がい者計画のところ、ろう者等の関係者の意見を聴かなければならないというふうになっていますけども、聞くだけでいいのかっていうところがやっぱりあるわけですよ。ですので、それをどういう表現にするかはともかく、反映させるっていう側面まで踏み込んでおくという事は必要があるのかなという気もしています。それと全体的に関わる事ですけど、僕は2回目と今日しか参加していないのと、不勉強もあるかと思うんですけど、何ていうか、現実の事実に対する情報がずいぶん欠けているというか、具体的に言うと先ほど出てきた、例えば障がい者雇用率の話とか、手話通訳者が今何人いるかっていうのは、今日聞きましたけども、例えば手話通訳者の人達が、年間どれぐらい事業依頼があって、どれぐらい出動されていて、どれぐらい応えられてなくて、というようなことが実際よく分からないまま、進んできたんですね。僕の中ではよく分からないまま進んで。ただこれは、僕だけの問題じゃなくて、これから県民全体に理解を得ようというときに、一体、その聴覚の障がいがある人がどれだけ困っているのかとか、その要望に対してどれぐらい応えられていないのかとかいう事をいわば数字でちゃんと示してという事は、非常に大事な話なので、この条文自体に関わることじゃないですけど、今後、説明会あるいは、パブコメを引き続きやられるとすれば、そういう数字をしっかりと出して、現実はこちらなんです、ということをもっと出すべきじゃないかなというふうに思います。

(日野) はい。ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思っておりますので、私どもも特に数字の部分がなかなかつかめないところもあって、非常に苦慮しているところもあるんですけども、できる限りそういった所をもう少しやらせていただきたいなというふうに思っております。あと、最初の実効性の担保のところ、意見をまず聞くっていうのは、それは最低限だと思います。そこから先どこまで書くのかっていうのは、実を言うと議会の権限とかとの関係もあるので、どこかに書ければというのはあるんですけども、少し検討させて頂きたいと思います。

(每熊) 数字の事を申し上げたので、すみません每熊です。ついでに申し上げると、多分この後の議論になるかも知れませんが、具体的な施策の部分で、ある程度目標を持ってやる必要があると思うんですよ。ですからそういう意味で現状がどれぐらいの数字で、そして目標をどのあたりに置くのかっていうことが、やっぱり実効性確保とも関わって、

検証するときに大事になりますので、そういう意味でもお願いしたい。

(小林) 今の毎熊委員の話ですけれども、実は第1回目のときに少し現状ですね、十分かどうかは別にして、手話通訳者の派遣に関する現状ですとか、どういう仕組みになっているとかいうのは、資料とともに説明が、とりあえずは行われました。はい。それでは一応条例部分に関しましては、これくらいにとりあえずさせていただいて、次の手話言語条例案の施策規定に対応する手話関連施策(案)につきまして、ご意見を頂きたいと思います。ページで言うと、どうしましょう。ページごとにしましょうか。9ページでご意見のおありの方。見え消しのほうを使ったほうがいいですね。12ページです。はい。西滝委員。

(西滝) はい。心配していることをちょっとお話させていただこうと思います。12ページ3の(2)。教育のところなんですけれども、聾学校についてです。聾学校の先生ですとか、(2)の②。聾学校の教員、また、ろう者による出前講座の開催というふうに書いてありますけれども、現実に聾学校の先生というのは、とてもお忙しいと思います。人材不足ですとか、手話ができる先生も非常に少ない状況の中で、現実的にこういったことが、先生の負担になってしまうところを心配しておりますけれども、そのあたりで不安を感じます。それからもう一点。③も同様なんですけれども、聾学校の児童との交流学习についてですが、聾学校は1校ですが、それに対して、聴こえる学校、聴こえる子ども達が通う学校、たくさんあるんですけれども、こうなると子どもが忙し過ぎるんじゃないかと、ちょっとそのあたりも心配します。そのあたりはいかがでしょうか。

(小林) 後藤委員。はい。

(後藤) 聾学校の後藤です。まず(2)の②ですけれども、聾学校教員。さっきこれは、国広委員から質問がありましたけれども、本校には4名の聴覚障がい教員がいます。この先生は、授業を当然持っていますので、普段は本校の子どもと関わっております。ですから、この4名の先生が、小学校、中学校に出掛けて行くことは、年に数回しか恐らくできないと思います。ただ、今度は、1番の(1)にある地域支援部っていうのがございますので、この地域支援部の先生は、授業は持っていないので、教育相談を中心にやっております。それから地域の啓発等に回っていますので、こういう先生が出掛けて行って、地域の小学校・中学校・幼稚園等に出掛けて行きながらそういう出前講座とは、現在もやっておりますし、そこを充実して頂ければ、さらに人が増えることによって、そういうのできるかなということは考えております。それから3番目の交流学习ですけれども、これも西滝委員さんがおっしゃったように、どんどんこうしてください、こうしてと来られたら本来の聾学校の授業のほうが疎かになりますので、そのあたりはある程度、制約しながらやって行かないと難しいかなと。また、ある程度、今度は町内の小学校とかもっと広げて、一つの学校じゃなくて、だんだん広げていくことによって工夫して行こうかなということは、考えておりますので。以上ですけど。

(小林) はい。西滝委員よろしいですか。

(西滝) はい。わかりました。

(小林) それでは、そのほかのご意見ございましたらお願いします。はいどうぞ。

(西滝) 次に2番目の手話通訳者確保養成のところになりますけれども、今の法整備では、手話通訳派遣というのは、市町村の事業になっていると思います。この書きぶりを見ますと、市町村と協力をして、手話通訳の派遣体制の確保ということで、非常にちょっとイメージが分かりにくいですが、県が市町村にお願いをしているのか。例えば広域での派遣を依頼するようなイメージなのでしょうか。ちょっとこのあたりの内容が、今一つ掴みきれないというところがあります。お願い致します。

(日野) はい。障がい福祉課長の日野です。県と市町村で協力してという趣旨ですけれども、制度上は団体派遣が県で、個人派遣が市町村という形に役割分担がされております。それがそれぞれ役割を果たして初めて、ろうの方々が必要な時に手話通訳者が派遣できるということだと思っているので、その役割分担を守りながらしっかりやって行きましょうという趣旨で、これは書かせていただいているものでございます。特に県が市町村にお願いするというのを県は、ふくろうさんとかにお願いしていて、あと市町村はふくろうさんをお願いをするケースや、社協さんをお願いをするケース。あと、町がそれぞれ個人をお願いをするケース。様々ありますけれども、今はどういう形で今後やっていこうという話をちょうど市町村を含めて話し合っているところですので、最終的には、来年度予算でそういう話を最終的には、決着を付けたいと思っているところでございます。今はちょっとムニャムニャっとなかなか書けない部分はあるんですけども。

(西滝) それであれば、今、ふくろうの団体のことも話をされましたけれども、市町村及び手話通訳者派遣事業所と協力してというような、ちょっと具体的に文を膨らませてはいかがでしょうか。

(日野) 障がい福祉課長の日野です。それはいただいたご意見は、どちらかというと条例案を修正すべきという話ですか。

(西滝) いや、そういうわけではなくて、おっしゃられました内容が分かりましたので、この文では足りないかなとちょっと思ったものですから。

(日野) そこは、ちょっとそういうかたちで、12ページのところは修正させていただきたいと思います。

(小林) すいません今の点は、条例の。

(日野) 12ページの施策のほうの話で。

(小林) 施策の。

(日野) これが多分、2の下のところ。

(小林) 具体的な。

(日野) 2番の手話通訳者の確保養成のところ、県は市町村と協力してというところを県は市町村、あと、手話通訳者派遣事業所と協力してとか、そういう感じにというお話だったと思いますので。

(小林) はい。ですが、ここの部分は、同じことが、条例の方にも出てきますので。

(日野) 条例の方ということになると派遣事業所と、というか、それで派遣形態というか、手話

通訳の仕組みが、条例上バチッと固定化されてしまうがあるので、条例上にちょっとそこまで書き切るの、どうか。その仕組みのところまでですね。もちろん施策の中で絵を描くのであれば、そこはいいのかなと思うのですけれども。はい。という趣旨で、ここであれば、まあいいかなということです。

(小林) はい。分かりました。はい。そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

(石橋) はい。13ページになってもよろしいでしょうか。

(小林) はい。13ページでも結構です。

(石橋) 石橋です。13ページの一番上の環境整備のところですが、若干心配している部分があります。環境整備の①番。ICTの情報機器を活用したという部分ですが、心配している面をお話させてください。いつでもどこでも手話通訳が遠隔で受けられるサービスということは、ろう者にとっては、非常に喜ばしいことではあるとは思いますが、ただ、恐らくうちのセンターは、委託の話がちょっと出てくるだろうと思うのですけれども、危惧するところは、手話通訳の派遣の公的に認められる通訳の範囲がどこまでになるのか。例えば、宗教部分でも認められるのか、政治活動も認めるのか。そのあたりの範囲の部分を決めて行かないと、なんでも手話通訳を受け入れなければならないという事についてはちょっと心配に思っている所です。例えばうちのセンターの場合ですと、中部圏域、そして西部圏域と、それぞれ各市町村との間で、意思疎通支援事業の契約を結んでおります。鳥取市については契約をしておきませんので、ろう者がうちと契約を結んで通訳を利用するということは、ないんですけれども、例えば、そのような場合、ICT機器を使って手話通訳サービスを使うという事になると、そもそも市町村の責任であるところの意思疎通支援事業のところの整合性がちょっと図られなくなるというか、むしろ狂ってしまうのではないかとちょっと心配な面があります。ですから、ICTの事業を進めて行く場合に十分市町村との協議、それを深めて行っていただいた上で、進めていただければと思っております。

(小林) はい。課長。

(日野) はい。障がい福祉課長の日野でございます。このICTを使った意思疎通支援というのは、タブレット端末を使ってテレビ電話方式で、例えば、仮にふくろうさんにやっていただくとすれば、ふくろうさんの事務所とつないで、遠隔地の手話通訳をしていくというイメージでおります。それでこの事業は、おっしゃったように範囲をどうするかとか、市町村との協議とか、そういった物も含めて考えなきゃいけないですし、あと、この事業、こういったタブレット端末みたいな感じでやっている例というのは、多分あんまり無いんじゃないかなと思いますが、いかんせん初めてなもので、どのくらい需要があるかとか、効果があるかとか、そこは実をいうとまだ、未知数のところがございます。なので、最初はどのくらい効果があるのか、メリットは何なのか、デメリットは何なのか。そういった物を検証するためのモデル事業的な感じで、まずやってみて、その内容とか効果を検証させていただいて、メリットがデメリットを上回るようであれば、それは制度化を狙っていったりとか、そういった形で、とりあえずはモデル的にやってみたいな

というふうに考えているところでございます。先ほどおっしゃった、手話通訳をする範囲の話とか、市町村の個人派遣との整合性とかそこらへんもちょっと実施までに考えさせていただきたいなというふうに思っております。

(小林) はい。やり方について、最初はモデル等のやり方で、少し検証をしてみるということでございます。はい。13ページを含めて、はい、どうぞ。

(西滝) 同じく環境整備のところについてですけれども、⑦番のところ。そこで、ろうの子ども関係者という意味だと思うのですが、ろうの子どもはやはり親だけではなく、兄弟ともなかなかコミュニケーションが取れないという実態。また、地域の子どものともコミュニケーションが通じないという環境におかれています。ですから、療育をするという表現になると、非常に狭い範囲での印象に感じますので、何か適切な表現に変えて頂けたらと思うのですが。

(日野) はい。確かにおっしゃる通りちょっと狭いかも知れない。例えば家族とか、親族とか。地域までやると際限なく広がりそうな感じもするので、どっかで線引きをしないかやいけないかなと思うのですが、ちょっと何らかのかたちでもう少し幅が広がるようにしようかなと思います。

(小林) はい。どうぞ。

(石橋) 石橋です。前回の3回目の会議のときに私の方から意見を伺わせていただいた件ですが、申し上げた事は、例えば聴こえないということが分かった場合の親の都合で地域の学校に通う。そして手話の環境にないまま大きくなった、ろうの青年というか、ある程度の年齢を重ねた方たちは、ろう者の集団に入ることをためらう。つまり、手話という言語を習得できていないという方々が多く存在しています。ろう児でも手話を習得していない子どもたちもいるわけですし、聴こえないろう者でありながら手話をしていない。それは、親の考え方によるもので、片や聾学校に入っている子どもは、手話の環境があるわけですね。ただ、地域の学校に通っている、ろう児は手話の環境がないまま、同じろう児のコミュニティの中に入ったときに、相互にコミュニケーションが取れないということが起こります。それに対する支援、環境整備についての意見を以前述べたんですけれども、その部分については、どこに施策の配慮が盛り込まれているのか、お伺いしたいのですが。

(小林) はい。事務局お願いします。

(日野) 正直、どういう形で対応しているのかなというところがあって、その方その方の置かれている状況によって対応が異なって来るのかな。例えばまだその方が、教育面、義務教育課程とか、そういったところにいるのであれば、学校とかで教えることは、多分可能だと思うのですが、例えば、すでに成人をされていて、学校教育という場面ではないという状況になった時に、どうやって対応して行くのか。例えば、この前、戸羽さんの所で見せていただいた、日中活動の支援のところに来ていただいて、そういったところからアプローチして行くのか、多分やり方として、色々考えられるのだと思います。どういう形で対応できるのかどうか、正直、うちの方でも検討ができていない状況

なので、もう少し時間をいただきたいなというふうに思います。もしもこういうことを形で対応したいという話があれば、もちろん言って来ていただければ、検討させていただきますので、よろしくお願いします。

(小林) はい。後藤委員。

(後藤) 今の件で、実際にあった件2つ。一つは4年前に地域の幼稚園、小学校、中学校で学んだ子が、聾学校に高等部から入ってきました。それまで手話を使っていなかったんですけども、やっぱり入ることによって手話の環境の中に入ってくると、やっぱり今では十分使ってこの前卒業して行きました。二つ目は、小学校の5年生から、それまで地域の小学校にいたんですけども、この子も手話を使ってなかったんですけども、この子は、デフ関係でしたので、保護者が両方とも聴覚障がい者でしたから、使っていましたけども、さらにうちに来ることによって、手話の習得もかなり進んでおるというようなことで、義務教育だったり、今課長さんがおっしゃったように学校教育の範囲内だったらそれは、できると思っておりますので。

(小林) はい。ありがとうございます。そのほかご意見ございますか。戸羽委員。何かご意見が  
おありだったと思うんですけども。よろしいですか。

(戸羽) はい。先ほど申しあげましたので、結構です。

(小林) はい。後藤委員。

(後藤) 13ページの環境整備の9番。県庁における手話を学ぶ活動の実施という、これ課長さん、前回の説明の時は、県庁の職員の手話の講座とか、そういうことを言われたと思うんですけども。新しく5番の(2)で、手話講座の充実・受講勸奨、手話検定料等への助成というのは、県職員に対しての助成って理解するんですけども、これの整合性というのは、⑨と5の(2)の違いですね。そのへんはどうでしょうね。

(日野) はい。障がい福祉課長の日野でございます。3の⑨の県庁における手話を学ぶ活動の実施というのは、実をいうと非常に簡単な事を考えていまして、例えば朝礼の時に、例えば手話でみんなであいさつするとか。そういった手話に親しむとか、そういったところの活動を考えております。5の(2)のところですね。例えば手話講座とかは、もうちょっと、踏み込むとまでは言わないですけども、例えば、10回とか20回の手話講座を開いたりとか、そういった形で、もう少しより専門的に、入門編ぐらいの物を考えております。

(後藤) わかりました。

(小林) はい。そのほかご意見、いかがでしょうか。予定をされました時間がもうそろそろ参りますけれども、はい。どうぞ。

(星見) 自分自身の考えがまとまらないんですけども、2番目の手話通訳者の確保のところ、県は市町村と協力してという言葉があるんですけども、鳥取市の場合は、登録の制度があって、例えば、ろうの人は病院に行くというようなときは、社会福祉協議会を通じて、派遣をしてもらえる。だけど、例えば、岩美郡とか、智頭とかになると、その制度がないから、役場を通して、鳥取市依頼があるみたいな感じとかね。そういうのが

あるので、みんなが県民全部が同じ条件で、通訳をしてもらえられるというような制度になるように、協力じゃなくて、県がそういうふうに市町村に指導をするような体制というのが、必要じゃないかなと。ある市町長に要請に行ったときに、「うちの町には、対象者がおりませんから。」とかって言うような役場からね、そういうことがあったりしたことがあるんです。ずっと以前に。だからそういったことがないように、全部の市町村、全部が統一した、そういうサービスが受けられるようにという指導を県の方がやって欲しい。

(小林) はい。課長。

(日野) はい。障がい福祉課長の日野でございます。県が指導するというのは、ちょっとあれなんですけれども、今ちょうど、先ほども申し上げたとおり、聴覚障がい者支援センターですね。その設置に向けた協議を東部、中部、西部の各県域ごとに行っておりまして、その中で一つ手話通訳の派遣をどうやって行くかっていうのが、一つの大きなテーマになっております。その中でできるだけ統一できるように今調整中でございますので、そこはこの条例に合わせてはちょっと無理なんですけれども、来年度予算に向けて、そういったかたちで今、対応をするように調整をしているところというふうにご理解をいただきたいなと思います。

(星見) それと関連して、手話通訳者の健康管理についてなんですけども、鳥取市の場合、今登録に35名ありますけど、ほとんどが他の仕事と兼務している人が多いんですよね。そうするとなかなか職場に忙しいし、大変だしという事で、他の検診は、体のほうの検診は、職場で受けられるんですけど、頸肩の検診というのは、特殊になるから受けられない。項目の中に入っていないんですよね。私が覚えているのは、何年か前に、ずっと何十年になるかわからんけど、県に登録している通訳者、希望する人は、年間に何人というふうな計画を立てて、検診を受けたことを覚えているんです。ですから是非、私が個人的にいうと、私はもう手遅れになりましたけど、そういう私みたいな人間というか、これから若い人がどんどん通訳を今、増やして行くという運動をやりながら、そういう健康を守る活動がなかったら、通訳も続かないと思いますし。ぜひ、検診というのを取り組んで欲しいと。

(小林) そのほか、はいどうぞ。

(毎熊) 毎熊です。ちょっと自分の中でも整理がつかないことを申し上げて申しわけありませんが、パブリックコメントの意見で、5番目の意見があります。ずっとこれ前から引っかかっておりまして、手話はある意味、非現実的なので、筆談できる環境を整えたほうがましだというご意見がありまして、このご意見に対しては、少なくともこの条例は、手話を言語として認めるものであり、かつ文化的な所産であるので、そうではないと、たぶんお答えになると思うんですけど、他方で、やっぱりこれ現実的なご意見だと思うんですね。例えば、今日の具体的な施策も手話を使ったものばかりという議論だったです。これはこういう条例ですしょうがないと思うんですけども。例えばさっきあった、i p a dの話とかも聞きかじったところによると、おっしゃったような手話を遠隔

地でやってというのものもあるそうです。そういうアプリみたいなのが。他方で、スマホとかで、簡単に筆談ができるようなそういうアプリもあるそうです。で、どっちがコストは、掛かるっていうと、恐らく手話を使う方がコストが掛かるでしょう。そうになると、余りに手話にこだわり過ぎると、そういう意味じゃ、社会的な生活を障がいなく送るに必要な目の前の問題を解決するにあたって余りに手話にこだわり過ぎるところがあるのかなと思ったりするわけです。だから手話言語条例だけど、手話も使いつつ、その他の手段も使いつつっていう事が大事かなと思います。で、もう一つは、それとも関わって、今書いておられる施策っていうのは、色んな事を書かれておられるので、9月補正っていうふうに書かれている、ここを僕は一緒だと思うんですけども。全部が出来る訳じゃないという事だと。そういう意味じゃ、プライオリティを付けて行かなきゃいけないと。で、何を優先させる。プライオリティ。優先順位。優先順位を付けて行かなきゃいけない。何を優先させて行くのかという事をちょっと僕は縁ありませんので、多分考えないかんのかなと。例えば思い付くのは、状況知らずに申し訳ないですけども、例えば、災害のとき。本当にじゃあ障がいを持っておられる方が、障がいを持っていない人と同じように、避難できたりするのかとか。例えば、普段の生活というよりも病院に行った時とか、例えばそういった物のほうが優先されるべきなのかなと思ったりするわけですね。素人ながら。そういうように優先順位をどう付けて行くかっていう事と、その前に申し上げた、ほかの手法、どういうふうに合わせて使っていくかっていう事も検討しないといけないのじゃないかなと思ったということです。

(小林) はい。

(日野) 障がい福祉課長の日野でございます。毎熊委員がおっしゃった通り、この条例自体は、手話言語条例なので、やっぱり手話が中心になります。できるだけ手話を県民の間に広めていってという話になりますが、実際問題、ろうの方とコミュニケーションを取るときに、当然私も手話を少し勉強していますが、じゃあ実際コミュニケーションをそれで取れるかと言われると、まだそういう状況ではありませんので、当然その筆談とか、いろんな手法が必要になってくるのは、おっしゃる通りでございます。そこは、手話以外のところにつきましても来年度予算なりで必要な物は、検討していきたいというふうを考えております。あと、施策の関係で言いますと、今未調整と書いておりますが、この内、例えば、普及啓発の関係とか、あとはITの関係とか、そういった諸々のものは、できるものは、9月補正でやろうとしておりまして、今要求をしているところでございます。それ以外、間に合わない物については、来年度当初に向けて、予算要求をしていきたいというふうを考えております。あと優先順位というところがございますけども、なかなか難しいところがありますが、例えば、恐らく皆様のご議論を聞いていて重要だと思っているのは、多分、手話通訳者の確保養成のところとか、あと、教育面ですね。それと聴覚障害者センターとか、そういったところを恐らく、優先順位を付けるとすれば、そこが一番というか、大事なポイントになってくるのかなというふうに思っております。

(小林) はい。時間の方が、今7分ほど超過しております。特にご意見が無いようでしたら、こちらあたりで、いわゆる意見交換のほうを終了させていただきたいと思いますが、いかがですか。よろしいですか。はい。それでは、今日もたくさんご意見をいただきまして、事務局のほうでも、それぞれ発言の趣旨に沿って、補強すべきところを補強したいというご回答もありました。で、今後の扱いなんですけども、どうしましょうかね。少し修正箇所が多いようですので。

(日野) 障がい福祉課長の日野でございます。今日、ご議論をいただきまして、何点か修正すべきかなあと考えているところがございます。それでそこを例えば今日中ぐらいに事務局のほうで、修正案を作りまして、皆様方にメールなりFAXなりで送らせていただきたいなと思っております。で、ご確認が出来れば、来週になると結構夏休みの方とかもいらっしゃると思しますので、できればご意見等がありましたら、申しわけありませんが、明日中にいただきたいな、そうですね、来週いらっしゃる方は、ちょっと遅れても構いませんけども、もしも夏休みとかに入られる方は、金曜日中に申し訳ないですけども、ご意見があればいただければ、ありがたいなと思っております。

(小林) はい。今のご提案ですが、よろしゅうございますか。基本的には、今日中に修正案を皆様のところにメールで送らせていただいて、今週中にそれについて、ご意見がある場合はいただきたいということです。そのうえで、ということになるんですけども、今日のご意見。それからパブリックコメント。これもまだ全部手元には届いておりませんが、それも含めまして、事務局のほうで、最終的にいわゆる条例の基礎となる部分をまとめて、それをベースにした報告書。研究会としての報告書の取りまとめをして、県のほうに、この研究会として、提出をするという流れになると思っておりますけども、その部分について、私、座長に最終的な報告書のかたち、内容等、一任をいただけますでしょうか。

(毎熊) すいません。

(小林) はいどうぞ。

(毎熊) 一任することに異論はあるわけじゃなくって、明日までに意見をというの、事実上無理でしょって話です。僕は無理です。明日までに意見をというの、それとも関わって、報告書というの、いつ出されるのですか。

(日野) 今回の議論を踏まえた修正案を作り、皆様方からご了解いただければ、最終的なそれが取りまとめの報告書になるというかたちを想定しております。

(毎熊) すると明日までに集めたものを来週中ぐらいには、報告書と言う形でまとめるということですか。

(日野) そうですね。そういう形になると思っております。

(毎熊) 僕が申し上げようと思っていたことは、仮に今日の議論を受けて修正されて、明日までに受けようとして、僕は無理にしても、それでさらに出されたものを受けられて、もう少し後に報告書をまとめられるのであれば、その間に何か言えたらいいと思っていたんですけども、別にそういう手間もない。例えば、今月一杯ぐらいに座長さんと事務局で、報告書をまとめられるとすれば、お盆以降もいづらか時間があるので、その間にもう一

回意見を言って、最終的には報告書という、そういうこともできるのかなと思っていたんですけども、それもできないということですよ。今のスケジュールだとね。

(日野) すいません。スケジュール的な話をさせていただきますと、最終的にその報告書をまとめ上げる期間としましては、できれば、どんなに遅くても来週一杯ぐらいになんとかしたいなというふうに正直思っております。というのも、9月議会という話になりますと、そこは今度8月の常任委員会とかに研究会のご議論を報告させていただいて、それをベースにして、条例をとにかくかたちになりますので、そうなる常任委員会の次の日程が確か8月21日になりますので、となるとそこから逆算していきますと、できれば最終的には、来週中ぐらいには、何とか取りまとめをしたいなというふうに考えておるところでございます。

(每熊) わかりました。

(小林) 毎熊先生の場合、一般的には、夏休みとかで、職場に行かれない方がおられるという意味で、今週中ということなんですけども、来週の頭ぐらいでも、それぞれの場合、大学に出ているよとか。

(毎熊) 僕はだいたい24時間仕事していますから、いつでもいいですけど。

(小林) ああそうですか。ですから今週中でなくても、それは構わないという事です。

(毎熊) ただ、一般的な考えで明日意見とか、お盆をはさんで一週間というのは、普通じゃあり得ないですよ。

(小林) そのほかの委員の方、いかがですか。タイトではありますけども、修正案について、ご意見をいただいて、その上で最終的に報告書としてまとめるといふかたちで進めさせていただいて、よろしゅうございますか。はい。ありがとうございました。最後、事務局のほうから。はい。

(松田) 県のほうの福祉保健部長の松田でございます。本当に熱心なご議論、意見交換をいただきまして、ありがとうございました。議員の皆様には、お忙しい中、また、遠路からこの会にご参加をいただきまして、本当にありがとうございます。石井グループ長さんもありがとうございます。また、小林座長さんにおかれましては、取りまとめの役をお引き受けいただきまして、ありがとうございました。本当に最後まで、タイトな中で、集中したご議論をいただくこととなりました。そのことについては、おわびを申し上げると同時に県の方も一生懸命、この早期の条例の立ち上げにがんばってきたところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。こちらでの本当に踏み込んだ意見交換ができましたことを本当にありがたく思っておりますし、このことが、県のこれからの進んでいく大きな一歩になるというふうに思っております。この条例をなんとか策定をしまして、県も進んでいきたいというふうに思っております。最終案に関わることにつきましては、これもタイトで申しわけございませんけれども、最終のご意見としていただけたらというふうに思います。今日で終わりということでございますので、この検討会におきましては、本当にこれまで4回にわたり皆様には、本当にお世話になりました。今後とも、ろう者の方々と一緒になって、取り組みを進めて参りた

と思いますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(小林) それでは、私からも一言、御礼を申しあげたいと思います。先般、境港市で開催をされました手話シンポジウムに私も参加させていただきましたけども、そのときに知事が、言語条例を作ることで、鳥取県から発信をしていきたいということと合わせて、そういう環境作りを進めて行くことが、実はある意味で、手話革命なんだというおっしゃりをされました。非常に私も感銘を受けたのですけれども、この条例が成立をして、鳥取県からの発信によって、ゆくゆくは、手話言語法が国レベルで制定されることを目指して、皆様の今後のご活躍を期待させていただきたいと思います。座長としては、大変不慣れな事もありまして、皆様に大変ご迷惑をお掛けしましたけれども、ご協力によりまして、このような活発な議論ができたこと、感謝を申し上げます。ありがとうございました。

(西滝) 私も小林座長には、本当に感謝と言いますか、お疲れさまというお言葉をお掛けできればと思います。大変なお仕事を上手におまとめいただきまして、ありがとうございました。全日本ろうあ連盟としましても、設立しましてから、70年目を迎えたんですけれども、本当に夢は、手話を言語として認められるという夢がありました。まさにそれが鳥取からスタートされるということで、非常に感激しておりますけれども、ただまだまだ議会での採決がまだということがあります。もしよければ、議会での採決の日程、今、分からないと思うのですけれども、そのような日程が分かりましたら、全日本ろうあ連盟のほうにご連絡をいただいて、議会の傍聴ですね。全国のろうあ者30万人が集まるわけではないのですけれども、たくさんのろう者が議場に集まって、祝福をしたいと思います。事務局のほう、連絡をお待ちしておりますので、よろしく願いいたします。

(小林) それでは、これで閉会をさせていただきます。ありがとうございました。